

川西市保育料等の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 30 号

川西市保育料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

川西市保育料等の減免に関する規則（平成30年川西市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育料等 次号から第5号までに定めるものをいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 一時預かり保育料 川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例第2条第2項に定める額をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 保育料等 次号から第6号までに定めるものをいう。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 一時預かり保育料 川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条例第2条第2項に規定する一時預かり保育料をいう。</p> <p>(6) 乳児等通園支援事業保育料 川西市立幼保連携型認定こども園保育料等条</p>

<p>(6) 支払義務者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者その他の保育料等を支払う義務を有する者をいう。</p> <p>(保育料等の減免)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 延長保育料（日額）及び一時預かり保育料の減免は、経済的事情その他特別の事情がある場合に、市長が必要と認めた額及び期間について行うものとする。</p> <p>別表第2（第3条、第4条関係） (別紙1)</p>	<p><u>例第2条第5項に規定する乳児等通園支援事業保育料をいう。</u></p> <p>(7) 支払義務者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者、<u>同法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者</u>その他の保育料等を支払う義務を有する者をいう。</p> <p>(保育料等の減免)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>乳児等通園支援事業保育料の減免に係る要件等は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>4 延長保育料（日額）、一時預かり保育料及び<u>乳児等通園支援事業保育料の減免</u>は、経済的事情その他特別の事情がある場合に、市長が必要と認めた額及び期間について行うものとする。</p> <p>別表第2（第3条、第4条関係） (別紙1)</p> <p><u>別表第3（第3条、第4条関係）</u> (別紙2)</p>
---	---

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(別紙1)

(改正前)

別表第2 (第3条、第4条関係)

延長保育料 (月額) 減免基準

要件	減免額	減免期間
1 次の各号のいずれかに該当する世帯 (1) (略) (2) (略) (3) 利用者負担規則別表備考第8項の表ウの規定に該当する世帯 (4) 利用者負担規則別表備考第9項の規定の適用を受ける同項に規定するひとり親世帯等 (以下「ひとり親世帯等」という。)。ただし、次項第2号に該当する場合は、第2子以降の子に係る延長保育料 (月額) に限る。 (5) 利用者負担規則別表備考第9項の規定の適用を受けるひとり親世帯等以外の世帯のうち、第2子以降の子を有する世帯。ただし、次項第3号に該当する場合は、第3子以降の子に係る延長保育料 (月額) に限る。	全額	当該要件に該当する期間
2 次の各号のいずれかに該当する世帯 (1) 利用者負担規則別表備考第8項の表イの規定に該当する世帯 (2) (略) (3) (略)	延長保育料 (月額) の額に2分の1を乗じて得た額	当該要件に該当する期間
3 その他特別の事情がある場合	市長が必要と認めた額	市長が必要と認めた期間

(別紙1)

(改正後)

別表第2 (第3条、第4条関係)

延長保育料 (月額) 減免基準

要件	減免額	減免期間
<p>1 次の各号のいずれかに該当する世帯</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 利用者負担規則別表備考第7項の表ウの規定に該当する世帯</p> <p>(4) 利用者負担規則別表備考第8項の規定の適用を受ける同項に規定するひとり親世帯等 (以下「ひとり親世帯等」という。)。ただし、次項第2号に該当する場合は、第2子以降の子に係る延長保育料 (月額) に限る。</p> <p>(5) 利用者負担規則別表備考第8項の規定の適用を受けるひとり親世帯等以外の世帯のうち、第2子以降の子を有する世帯。ただし、次項第3号に該当する場合は、第3子以降の子に係る延長保育料 (月額) に限る。</p>	全額	当該要件に該当する期間
<p>2 次の各号のいずれかに該当する世帯</p> <p>(1) 利用者負担規則別表備考第7項の表イの規定に該当する世帯</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	延長保育料 (月額) の額に2分の1を乗じて得た額	当該要件に該当する期間
<p>3 その他特別の事情がある場合</p>	市長が必要と認めた額	市長が必要と認めた期間

(別紙2)

(改正後)

別表第3 (第3条、第4条関係)

乳児等通園支援事業保育料減免基準

要件	減免額	減免期間
1 法第7条第11項に規定する乳児等通園支援を受けた日において、当該支援を受けた者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合	全額	当該要件に該当する期間
2 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額（乳児等支援給付認定保護者又は当該乳児等支援給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらのものを指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した額）（以下「市町村民税所得割合算額」という。）が7万7,101円未満である場合又は法第30条の4第3号に規定する市町村民税世帯非課税者である場合（1に掲げる場合を除く。）	乳児等通園支援事業保育料の額に3分の2を乗じて得た額	当該要件に該当する期間
3 その他特別の事情がある場合	市長が必要と認めた額	市長が必要と認めた期間